「ヤングケアラー」は皆さんの身近にいるかもしれません

「ヤングケアラー」とは

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の 世話、介護、感情面をサポートなどを行っている I 8 歳未満の子どもをいいます。

子どもたちは、大切な家族の生活のために、

- ✓ 家事支援(料理・買い物・掃除洗濯など)
- ✓ 幼い兄弟姉妹の世話
- ✓ 家族の介護
- ✓ 生活のための就労や通訳 などを

『責任感』や『使命感』を負って支えています。

(ヤングケアラーのイメージ(例))



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料理・ 掃除・洗濯などの家事をし



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょ うだいの世話や見守りをし



目を離せない家族の見守 りや声かけなどの気づか いをしている



日本語が第一言語でない家 族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働 をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など 慢性的な病気の家族の看 病をしている



障がいや病気のある家族の 身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の 入浴やトイレの介助をして いる

◎一般社団法人日本ケアラー連盟「こんな人がヤングケアラーです」

一般社団法人えひめ権利擁護センター新居浜は、 ヤングケアラーをはじめ<u>困っている子どもたちとその家族を支援</u> するため、新居浜市及び関係機関と連携して取り組んでいます。

新居浜市には、8人のスクールソーシャルワーカー(SSW)がいます。 スクールソーシャルワーカー(SSW)は、子どもが置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛けを行い、必要に 応じ、医療や福祉などの関係機関と連携しながら、子どもが置かれた状況の改善に取り組みます。

【相談したいとき・悩んだときの連絡先】

60897-65-1571

新居浜市子育て支援課:ヤングケアラー相談

60897-27-7904

新居浜市スクールソーシャルワーカー:ヤングケアラー支援員

スクールソーシャ・ワーカー(SSW)は、

問題を抱える児童生徒が置かれた環境(家庭、友人関係等)へ働きかけたり、関係機関等と連携・調整を行います。学校の先生や教育委員会とは違う『福祉』の立場で、学校や関係機関と連携して、状況を改善するための支援を行う『福祉の専門家』です。

<対応する事例の一例>

児童生徒:中学3年生 家族構成:父親·母親·弟

相談内容:不登校傾向あり、きょうだいの世話をしているようだ

活動経緯: 学校が母親へSSWを紹介。SSWが家庭訪問を継続し、家庭内の様子を確認。幼い弟が 自

宅におり、母親が仕事に行っている間、本人が世話をしている状況であることを確認。 SSWが保健センターや子育て支援課と連携をし、弟の保育園への入園手続きを進めた。

結果:弟は保育園に通園ができるようになった。

きょうだいの世話をしていた本人も登校できるようになり、高校進学へと繋がった。

児童生徒:小学5年生 家族構成:母親·妹·弟

相談内容:ときどき母親の受診の付き添いのために、学校を休んでいるようだ

活動経緯:母親の受診介助のために学校を休む時があり「ヤングケアラーではないか?」と学校より

SSWに相談あり。SSWが家庭訪問をし、母親の既往歴や生活状況を聞き取り。SSWを介して受診介助の支援制度や生活全般の支援に向け、医療ソーシャルワーカー等と連携。介護タク

シーやホームヘルパー派遣へと繋げた。

結果:母親に対し、受診時の支援や通院のための福祉サービスなど、医療や福祉の制度利用に繋

げた。

受診介助を医療福祉制度に繋げることができたため、本人は学校に登校できるようになった。

ほか、外国籍で日本語の理解が難しい方への支援など

学校や教育委員会には、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーが配置されています。 それぞれの役割は以下の通りです。

名称	スクールソーシャルワーカー (SSW)	スクールカウンセラー (SC)
人材	教育分野に関する知識に加えて、 社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者	児童生徒の <u>臨床心理に関して専門的な知識</u> を有する者
主な資格等	社会福祉士、精神保健福祉士 等	臨床心理士、精神科医 等
手法	ソーシャルワーク(子どもが置かれた環境(家庭、友人関係等)への働き掛け)	カウンセリング (子どもの心のケア)
配置	教育委員会、学校 等	学校、教育委員会 等
主な職務内容	①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整 ③学校等における連携体制の構築及び支援 ④児童生徒、保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供 ⑤教職員等への研修活動	①個々の児童生徒へのカウンセリング ②児童生徒への対応に関し、保護者・教職員へ の助言 ③事件・事故等の緊急対応における児童生徒等 の心のケア ④教職員等に対する児童生徒へのカウンセリン グマインドに関する研修活動 ⑤教員との協力の下、子供の心理的問題への予 防的対応(ストレスチェック等)